判決年月日	平成23年12月26日	担当部	知的財産高等裁判所　第3部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10135号		

○本願商標と引用商標とは，「ミラベル」との称呼において類似する場合があり得たとしても，外観において著しく相違し，かつ観念において類似するとはいえず，取引の実情等を考慮しても，本願商標がその指定役務に使用された場合に，引用商標との間で商品ないし役務の出所に誤認混同を生じさせるおそれはないとして，本願商標と引用商標は類似するとした審決を取り消した事例。

（関連条文）商標法４条１項１１号

原告は，赤色の横長矩形内に，「スーパーみらべる」の文字を二段に横書きしてなる商標（本願商標）について，商標登録出願をしたが，拒絶査定を受けたので，同査定に対する不服の審判を請求した。特許庁は，本願商標は，欧文字「ＭＩＲＡＢＥＬＬ」ないし「ＭＩＲＡＢＥＬ」が垂直に正立した書体により横書きされたもの，あるいは，欧文字「Mirabell」が筆記体（斜体）により横書きされたものと類似し，商標法４条１項１１号に該当するとして，上記不服審判の不成立の審決をした。本件は，原告が，同審決の取消しを求めた事案である。

本判決は，下記のとおり判示し，本願商標と引用商標は類似するとした審決を取り消した。すなわち，本願商標は，赤系色の横長矩形内に，上段中央部に片仮名で「スーパー」をやや小さく，下段中央部に平仮名で「みらべる」をやや大きく，いずれも白色の縁取りがされた黒色の太文字で，横書きしたものであって，鮮やかで明瞭な配色により，全体として，まとまった外観を呈しているのに対し，各引用商標は，「ＭＩＲＡＢＥＬＬ」，「Mirabell」及び「ＭＩＲＡＢＥＬ」であり，本願商標と引用商標とは，その外観において，著しく相違する。本願商標は，「スーパーミラベル」の称呼を生じるとともに，場合によって，「スーパー」ないし「ミラベル」の称呼を生じる余地があり，これに対し，引用商標は，「ミラベル」の称呼を生じることから，本願商標が「スーパー」，「スーパーミラベル」の称呼を生じる場合には，両者の称呼は類似しないというべきであるが，本願商標が「ミラベル」の称呼を生じる場合には，類似することがある。本願商標が一般的な観念を生じないと解される場合には，引用商標は格別の観念を生じないので，対比することができない。また，「『みらべる』との名称のスーパーマーケット」との観念が生じる場合があるならば，引用商標は格別の観念を生じないので，両者は類似しない。さらに，原告は，各店舗の出入口の上部に，本願商標とほぼ同一の書体と色彩による「スーパーみらべる」の店舗名の表示を掲げるなどして，本願商標を顧客に対する便益の提供役務に使用している実情があり，引用商標と類似する使用態様がされているとの事実は存在しない。

以上によれば，本願商標と引用商標とは，「ミラベル」との称呼において類似する場合があり得たとしても，外観において著しく相違し，かつ観念において類似するとはいえず，取引の実情等を考慮しても，本願商標がその指定役務に使用された場合に，引用商標との間で商品ないし役務の出所に誤認混同を生じさせるおそれはないから，類似しない。